

豊中市特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者の  
業務管理体制の整備に関する事項の届出に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律65号。以下「法」という。）第55条第2項に定める業務管理体制の整備に関する事項の届出に関し必要な事項を定める。

(業務管理体制の届出)

第2条 法第55条第2項の規定による届出は、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「規則」という。）第46条第1項に掲げる事項について様式第1号により行うものとする。

(届出事項の変更の届出)

第3条 法第55条第3項の規定による届出事項の変更の届出は、規則第46条第2項に基づき、様式第2号により行うものとする。

(区分の変更の届出)

第4条 法第55条第4項の規定による区分の変更の届出は、規則第46条第3項に基づき、様式第1号により行うものとする。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

業務管理体制届出書

年 月 日

豊中市長 様

届出者 名称

代表者の職・氏名

印

子ども・子育て支援法(第55条 <sup>第2項</sup> )の規定により、次のとおり関係書類(※)を添えて届け出ます。  
<sup>第4項</sup>

事業者(法人)番号																				
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

1 届出の内容																				
(1) 子ども・子育て支援法第55条第2項関係(業務管理体制の整備)																				
(2) 子ども・子育て支援法第55条第4項関係(事業者の区分の変更)																				
2 事業者	フリガナ																			
	名称																			
	住所 (主たる事務所の所在地)		(郵便番号 — ) 都道 郡・市 府県																	
	(ビルの名称等)																			
	連絡先		電話番号						FAX番号											
	法人の種別																			
	代表者の職・氏名・生年月日		職名		フリガナ		氏名		生年月日		年 月 日									
	代表者の住所		(郵便番号 — ) 都道 郡・市 府県																	
	(ビルの名称等)																			
	3 子ども・子育て支援法施行規則第46条第1項の届出事項		第2号		法令遵守責任者の氏名(フリガナ)						生年月日									
第3号			業務が法令に適合することを確保するための規程の概要(※)																	
第4号			業務執行の状況の監査の方法の概要(※)																	
4 区分変更	区分変更前所管庁名称、担当部(局)課																			
	事業者(法人)番号																			
	区分変更の理由																			
	区分変更後所管庁名称、担当部(局)課																			
	区分変更日																			

(※) 確認を受けている施設又は事業所の数が20以上の事業者：3の第3号の欄の概要  
 確認を受けている施設又は事業所の数が100以上の事業者：3の第3号及び第4号の欄の概要

様式第2号

業務管理体制変更届出書

年 月 日

豊中市長 様

届出者 名称

代表者の職・氏名

印

子ども・子育て支援法(第55条第3項)の規定により、次のとおり関係書類(※)を添えて届け出ます。

事業者(法人)番号																				
変 更 が あ っ た 事 項																				
1 法人の名称(フリガナ)																				
2 住所(主たる事務所の所在地)及び連絡先(電話番号・FAX番号)																				
3 代表者の職・氏名(フリガナ)・生年月日及び住所																				
4 事業所数等及び所在地																				
5 法令遵守責任者の氏名(フリガナ)及び生年月日																				
6 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要																				
7 業務執行の状況の監査の方法の概要																				

変更の内容	
(変更前)	
(変更後)	

(※)「6 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要」又は「7 業務執行の状況の監査の方法の概要」の変更の際は、変更後の概要を添付してください。